

大 個 審 第 3 4 号
(答 申 第 1 9 5 号)
平成 2 0 年 8 月 2 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 0 年 8 月 2 8 日 付 け 建 安 第 1 1 6 1 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 建 築 士 ・ 建 築 士 事 務 所 登 録 閲 覧 シ ス テ ム 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 以 外 か ら の 収 集 、 同 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 目 的 外 提 供 及 び 同 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 建築士及び建築士事務所等の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、建築士・建築士事務所登録閲覧システム（以下「本システム」という。）におけるセキュリティ措置など個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 3 本システムにより個人情報が本人外収集及びオンライン提供される本人に対し、本システムの趣旨、収集・提供される個人情報の内容、範囲及び利用について、あらゆる機会を通じて十分周知し、本人の理解を得るよう努めること。
- 4 今後、本システムの内容が変更され、収集・提供する個人情報の範囲が拡大する等の場合は、必要に応じ、改めて本審議会に諮問すること。